

新潟市住民実態調査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市住民実態調査員設置規則（昭和52年規則第60号）第3条により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第34条の規定に基づく調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定め、住民の地位を常に正確に記録することによって、行政事務の効率化と住民に適正なサービスを提供することを目的とする。

(調査区域)

第2条 調査区域は、新潟市全域とし、各区は所管する区域を調査する。

(調査対象)

第3条 調査は、新潟市内に住民登録している者及び新潟市内に居住するすべての者（法の適用を受ける者に限る。）を対象とする。

(調査の方法)

第4条 調査は、現地に出向いて関係人から聞き取る方法その他関係者又は関係機関への照会、資料収集により行う。

(調査結果の処理)

第5条 調査の結果によって、次の各号に掲げる処理をする。

- (1) 非現住の疑いがあるときは、住民記録システムにその旨を設定する。また、その必要がなくなったときはこれを解除する。
- (2) 非現住、未登録又は住民票の記載事項に修正を要する箇所があることを確認したときは、催告書等で法の規定による届出（以下「届出」という。）を求める。
- (3) 非現住、未登録又は住民票の記載事項に修正を要する状態が続くときは、法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条に基づき次に掲げるところにより処理をする。

ア 催告後正当な理由なく届出をしない者は、職権により住民票の記載、消除又は修正を行う。

イ 非現住確認後、一定期間経過した者は、職権により住民票を消除又は修正を行う。

ウ ア及びイにより処理をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければな

らない。なお、通知することが困難であるときは、その旨を公示することで通知に代えることができる。

(保 存)

第6条 調査に関する書類は年度ごとに作成し、5年間保存する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。